

《調査書の記入上の注意》

※ 小学校長は、作成された調査書について、記載内容を児童指導要録と照合の上、複数の教員による点検を行うなど、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

※ 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、児童指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

なお、調査書の作成基準日は令和5年（2023年）11月30日現在とする。ただし、第6学年の「観点別学習状況」及び「評定」の欄については、1学期（二学期制の場合は前期）の評定を記入すること。

- 1 「性別」の欄
「男」又は「女」と記入すること。
- 2 「出欠の記録」の欄
 - (1) 第6学年については、令和5年（2023年）11月30日現在で記入すること。
 - (2) 欠席が0の場合は、「欠席の主な理由」の欄は斜線を引くこと。
- 3 「特別活動の記録」の欄
「活動の状況」については、十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入し、その具体的内容については、「事実及び所見」欄に記入すること。なお、記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。
- 4 「行動の記録」の欄
「行動の状況」については、十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入すること。
- 5 「健康の記録」の欄
小学校で指導上特に配慮した事項、受検上配慮すべき事項等、特記事項があれば記入すること。記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」の欄については、5年次及び6年次の学習活動の様子について記入すること。
- 7 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄については、児童の行動の状況及び学習活動等について、総合的に記入すること。
- 8 「観点別学習状況」及び「評定」の欄
 - (1) 「観点別学習状況」については、観点ごとに、評価が「A」の場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。
 - (2) 「評定」については、数字で記入すること。
 - (3) 第6学年については、1学期(二学期制の場合は前期)の評価・評定を記入すること。
 - (4) 追加すべき教科がある場合は、別紙をつけること。
- 9 その他
 - (1) 様式は、熊本県教育委員会のホームページに掲載された様式をダウンロードして使用すること。その際、様式は一切変更しないこと。また、作成については、ワープロ、パソコン等での入力も可能とし、**必ずA4判両面印刷**とする。
 - (2) 氏名は、児童指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも認める。
 - (3) 誤記を訂正する場合は、二本線で消し、その上から記載者の訂正印を押して、正しく書き直すこと。